

愛知県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の
職権行使に関する協定の締結について（甲通達）

（昭和37年6月21日交一第1354号）

今回愛知県警察との間に、別添写しのとおり標記の協定が締結されたから、愛知県側及び、主管課と常に緊密に連絡し、本協定の円滑な運営に遺憾のないようにされたい。

(写)

愛知県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使に関する協定

愛知県公安委員会と静岡県公安委員会は、警察法第66条第2項及び同法施行令第7条の2の規定に基づく両県の警察官の職権行使について、次のとおり協定する。

昭和37年6月1日

愛知県公安委員会委員長

伊藤次郎左衛門

静岡県公安委員会委員長

相佐春作

(職権行使の区域)

第1条 両県の警察官は、次の道路における両県の境界から4キロメートルまでの区域における事案について、交通の円滑と危険の防止を図るため必要な職権を行使することができる。

1級国道 1号線

2級国道 152号線(浜松～飯田)

(事件の処理方法)

第2条 前条の規定に基づく職権行使によつて捜査した事件の送致は、捜査した警察官が所属する警察において行うものとする。ただし、参考人の供述録取その他の必要から、当該警察において捜査し、送致することが適当でない認められる事件については、犯罪地又は被疑者の住居地を管轄する警察に移送し、又は引継ぐものとする。

(細目的事項の委任)

第3条 両県の警察本部長は、この協定の実施について必要な細目的事項を協定することができる。

附 則

この協定は、昭和37年6月1日から実施する。